

本年定時株主総会の実務対応

2019年2月

三菱UFJ信託銀行株式会社
法人マーケット統括部

I はじめに	2
II 改訂CGコード対応	3
III 株主総会におけるCGコード対応の状況	4
IV 法令改正対応等	8
V 株主の動向	21

I はじめに

- 株主総会の準備・運営に影響する大きな法改正等はなく、基本的には前年までと同様の対応で差し支えない。
- 一方で、来るべき変化に備えて、中長期的な時間軸で本年の株主総会での対応事項を主体的に検討することも有意義。
⇒ 例えば、招集通知の提供情報充実(コード改訂対応、機関投資家対応、事報・有報との記載共通化、一体的開示(有報の総会前提出)、基準日変更)、電子化促進(電子提供制度に備えて電子投票採用、ウェブ開示促進・提供情報充実、ヴァーチャル総会)、取締役会の構成検討(社外取締役増員、女性登用)など

	会社法	金商法(上場規則等を含む)	その他法令改正・トピックス
2018年	✓ 法務省令改正(大株主の状況の記載時点)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ FDルール施行 ✓ 開示府令改正(※1) ✓ CGコード改訂・ガイダンス策定 ✓ 売買単位の集約期限(100株) 	✓ 事報・有報一体的開示の取組支援
2019年	✓ 改正会社法成立・公布	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 開示府令改正(報酬プログラムの説明、政策保有株式の開示充実) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グラスルイス、基準改訂(※2) ✓ ISS、ポリシー改訂(※3) ✓ 改元(GW10連休) ✓ G20サミット大阪
2020年	✓ 改正会社法施行(株主提案権、報酬開示強化、社外取締役義務付け等)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 開示府令改正(財務情報・記述情報の充実、情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組) ✓ KAM(任意適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ISS、ポリシー改訂(※4) ✓ 東京オリンピック
2021年	✓ 改正会社法施行(新たな電子提供制度)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ KAM施行 	
2022年			

※1 大株主の状況の株式所有割合算定方法の変更、新株予約権等の状況の記載合理化、大株主の状況の記載時点

※2 女性役員登用(TOPIX Core30、TOPIX Large70に該当する企業に適用。翌年以後、適用対象拡大)、剰余金処分議案の判断厳格化

※3 委員会型機関設計の会社について取締役の3分の1を社外取締役とすることを求める

※4 政策保有銘柄企業出身の社外取締役および社外監査役は、独立性がないと判断する

II 改訂CGコード対応

- 改訂CGコード78原則をフルコンプライしている市場1部・2部上場会社は392社(15.0%、2017年7月比▲10.9ポイント)
- 改訂された各原則では、補充原則4-10①がもっともコンプライ率が低く48.3%、次いで4-2①が66.0%

テーマ	内容	コード	改訂前 コンプライ率 2017.7.14時点	改訂後 コンプライ率 2018.12末時点	増減	概要
政策保有株式	政策保有株式の縮減方針・議決権行使	▶原則1-4	96.8%	85.8%	▲11.0pt	<ul style="list-style-type: none"> 政策保有株式縮減方針の策定、開示 保有の適否の検証、開示 具体的な議決権行使基準の策定、開示
	政策保有株主との関係	▶補充原則1-4①【新設】	-	99.5%	-	<ul style="list-style-type: none"> 保有されている側は株式売却を妨げない
		▶補充原則1-4②【新設】	-	99.7%	-	<ul style="list-style-type: none"> 政策保有株主との取引の検証
アセットオーナー		▶原則2-6【新設】	-	95.1%	-	<ul style="list-style-type: none"> 企業年金への運用(スチュワードシップ活動を含む)の資質を有した人材の登用等の取組みと開示 上場会社による、企業年金受益者と会社との利益相反管理
経営陣幹部・CEOの選解任・取締役会の機能発揮等	経営陣幹部の解任等	▶原則3-1	92.4%	91.5%	▲0.9pt	<ul style="list-style-type: none"> 解任に当たっての方針・手続、個々の説明の開示
	CEOの選解任・育成・後継者計画	▶補充原則4-1③	86.6%	68.6%	▲18.0pt	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の後継者計画への主体的関与
		▶補充原則4-3②【新設】	-	83.2%	-	<ul style="list-style-type: none"> CEO選任の客観性・適時性・透明性ある手続
		▶補充原則4-3③【新設】	-	85.8%	-	<ul style="list-style-type: none"> CEO解任の客観性・適時性・透明性ある手続
	経営陣の報酬決定	▶補充原則4-2①	70.9%	66.0%	▲4.9pt	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会による客観性・透明性ある手続に従った経営陣の報酬制度設計、報酬額決定
独立した諮問委員会の活用	▶補充原則4-10①	76.7%	48.3%	▲28.4pt	<ul style="list-style-type: none"> 任意の指名・報酬に係る独立した諮問委員会設置 	
ジェンダー等を含む取締役会の多様性	▶原則4-11	96.5%	68.9%	▲27.6pt	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダーや国際性の面での取締役会の多様性 財務・会計・法務の知識を有する監査役の選任 	
資本コストを把握した上での経営判断及び投資戦略・財務管理の方針	▶原則5-2	90.7%	79.8%	▲10.9pt	<ul style="list-style-type: none"> 資本コストの把握 事業ポートフォリオの見直し 設備投資、研究開発投資、人材投資等を含む経営資源の配分の実施 株主への分かりやすく適切な説明 	

出典：東京証券取引所「改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2018年12月末日時点)速報版(2019年1月28日)等

Ⅲ 株主総会におけるCGコード対応の状況

1. 株主総会に関するCGコードと検討事項

【原則1－2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則1－2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

(1) 「適切な環境整備」 ⇒ 以下の各原則の実施を検討

- ① 招集通知の早期発送と発送前開示(補充原則1－2②)
- ② 集中日開催回避、総会議決権基準日≠事業年度末日とする定款変更(補充原則1－2③)
- ③ ICJプラットフォーム等の採用、招集通知の英訳(補充原則1－2④)
- ④ 実質株主の総会出席要請への対応(補充原則1－2⑤)

(2) 「必要に応じた適確な情報提供」(補充原則1－2①)

⇒ 以下の各原則への対応について招集通知での開示や株主総会での説明を検討

- ① 「個別候補者の選任理由」など「開示」を求められている、いわゆる開示11原則
- ② 「中計が目標未達に終わった原因」など「説明」を求められている各原則
- ③ 「女性の活躍促進の状況」など株主の関心が高いと考えられる各原則

⇒ 有価証券報告書やコーポレートガバナンス報告書の総会前開示または代替手段としての招集通知への反映の検討)

開示の一元化・
一体化

III 株主総会におけるCGコード対応の状況

2. 「適切な環境整備」への対応状況

- いずれの取組みも進展が見られるが、前年比の伸び率は減少し、頭打ち感もある。
- 株主総会基準日の変更を「予定」または「検討」している会社も一定程度みられる。

項目(該当のCGコード)	取組み状況
① 招集通知の早期発送 (補充原則1-2②)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法定期限(中14日)での発送は5.5%(前年調査なし) ✓ 3週間以上前の発送は46.2%(同調査なし) ⇒ 早期発送の余地がない場合、②で代替
② 招集通知の発送前ウェブサイト掲載 (補充原則1-2②)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施会社は91.5%(同調査なし) ✓ 発送日の1週間以上前の掲載は25.5%(同調査なし) ⇒ 招集通知校了時点での開示が可能か検討
③ 集中日開催の回避 (補充原則1-2③)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 6月総会の集中日(6月28日)開催率は30.6%(同1.3pt増) ⇒ 慣例に従うと集中日は「6月27日」、ただし、大阪地区はG20サミットの影響あり
④ 基準日の変更(基準日≠事業年度末日) (補充原則1-2③)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場会社で事業年度末日と異なる日を議決権基準日に定めているのは5社 ✓ 株主総会基準日を「変更予定」なのは7社(0.4%)、「検討中」は54社(3.2%)
⑤ ICJプラットフォーム等の採用 (補充原則1-2④)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ICJプラットフォームを採用した会社は40.6%(前年比3.4pt増) ✓ 電子投票制度を採用した会社は49.3%(同4.0pt増) ⇒ ICJへの申込期限に注意(原則、決算月の第2金曜日)
⑥ 招集通知の英訳 (補充原則1-2④)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 招集通知の英訳版を作成した会社は45.8%(同3.7pt増) ✓ 今回初めて英訳版を作成した会社は3.5%(同0.6pt減) ⇒ 翻訳コスト、確認負荷(コスト)等も勘案し、英訳対象を検討
⑦ 実質株主の総会出席要請への対応 (補充原則1-2⑤)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出席を認めない会社は71.0%(同1.3pt減) ✓ 傍聴扱い(ルートB)を採用する会社は21.3%(同1.6pt増) ✓ 特段の事情を示して代理出席(ルートC)は2.3%(同0.6pt減) ✓ 定款変更(ルートD)は2社(前年比1社増)

出典:平成30年全株懇調査(④、⑥)、他は株主総会白書

III 株主総会におけるCGコード対応の状況

3. 適確な情報提供の取り組み状況

【コーポレートガバナンス・コード関連事項の事業報告または株主総会参考書類への記載】

項目	該当のCGコード	開示11項目	比率(前年比)
① 資本政策の基本的な方針に関する記載	原則1-3		9.3%(+0.3pt)
② 政策保有株式に関する事項	原則1-4	○	3.1%(+0.1pt)
③ 経営理念等・経営戦略・経営計画に関する事項	原則3-1(i)	○	30.0%(+1.8pt)
④ コーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方・基本方針に関する事項	原則3-1(ii)	○	18.6%(+1.2pt)
⑤ 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針・手続に関する事項	原則3-1(iii)	○	21.3%(+2.1pt)
⑥ 経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名の方針・手続に関する事項	原則3-1(iv)	○	15.5%(+0.4pt)
⑦ 社外でない取締役・監査役候補者の個々の指名理由に関する事項	原則3-1(v)	○	62.4%(+1.5pt)
⑧ 取締役(会)・監査役(会)の役割・責務、構成等に関する事項	原則4-3,4		10.8%(+0.5pt)
⑨ 社外役員の活動状況に関する事項(取締役会への出席・発言状況を除く)	原則4-7等		19.8%(+0.8pt)
⑩ 社外役員の独立性判断基準に関する事項	原則4-9	○	32.0%(+1.7pt)
⑪ ガバナンスの充実に図る任意の仕組みの活用状況に関する事項	原則4-10		8.6%(▲0.3pt)
⑫ 取締役会の実効性評価に関する事項	原則4-11	○	7.2%(+0.8pt)
⑬ 取締役会運営、取締役・監査役の情報収集等の工夫に関する事項	原則4-13		4.0%(▲0.1pt)
⑭ 取締役・監査役のトレーニングに関する事項	原則4-14	○	2.2%(増減なし)

※ 有価証券報告書の総会前開示を実施した会社は2.0%(前年比▲0.8pt)

出典:株主総会白書2018年版

III 株主総会におけるCGコード対応の状況

【ご参考】 見やすい・わかりやすい招集通知とするための工夫

- 工夫していない会社は17.4%まで減少。
- 招集通知を見やすくする観点での工夫がよく用いられている。

取り組み内容	2016年	2017年	2018年
① 読みやすいフォント(大きなサイズ、UDフォント等使用)	631 (36.0%)	1,130 (65.3%)	1,258 (72.8%)
② カラー化実施	518 (29.5%)	633 (36.6%)	744 (43.1%)
③ インデックスをつける	831 (47.4%)	1,015 (58.7%)	1,175 (68.0%)
④ 表紙を付ける	709 (40.4%)	888 (51.3%)	1,055 (61.1%)
⑤ 目次を付ける	663 (37.8%)	806 (46.6%)	947 (54.8%)
⑥ グラフ・表等のビジュアル表示	446 (25.4%)	552 (31.9%)	669 (38.7%)
⑦ 役員候補者の顔写真掲載	272 (15.5%)	338 (19.5%)	411 (23.8%)
⑧ その他の写真の掲載	173 (9.9%)	237 (13.7%)	284 (16.4%)
⑨ 工夫していない	545 (31.1%)	390 (22.5%)	301 (17.4%)

出典：株主総会白書2018年版

IV 法令改正対応等

1. 会社法改正 ⇒ 改正作業は順調に進んでいるが、本年総会への直接の影響はなし

- 次期会社法改正については、2月の法制審総会で要綱をとりまとめ、年内の臨時国会への法案上程が有力視
- 株主総会への影響が大きい「株主総会資料の電子的提供」に関しては、関係当事者のシステム対応等の日程もあり、改正会社法施行日から更なる経過期間が定められるものと考えられる

(1) 法制審議会での審議状況

2017年2月9日	・法務大臣、法制審議会に会社法制の見直しを諮問(諮問第104号)⇒法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会を設置
2017年4月26日	・会社法制(企業統治等関係)部会 第1回会議開催(部会長:神田秀樹学習院大学法科大学院教授)
2017年5月24日 ～2018年2月14日	・同部会 第2回～第10回会議開催 ⇒ 改正検討事項に関する審議 ⇒ 中間試案とりまとめの審議
2018年2月28日	・中間試案公表 ⇒ 2月28日～4月13日まで意見照会
2018年5月9日 ～2019年1月16日	・同部会第11回～第19回会議開催 ⇒ 中間試案に対し寄せられた意見等を踏まえ、審議継続。要綱案とりまとめ
2019年2月	・法制審議会総会で要綱案承認、法務大臣に要綱を答申

(2) 今後の予定(想定される最短の日程)

2019年臨時国会	・会社法改正案上程、審議、成立、公布(※1)
2020年中(10月?)	・改正会社法施行(※2)

※1 夏の参議院選挙を控え大幅な会期延長が難しい本年通常国会では、提出法案が絞り込まれ、改正会社法案の提出は見送られる模様。

※2 「株主総会資料の電子化」については、関係当事者において書面交付請求の受付に係るシステム対応等が必要となるため、2021年6月の定時総会での適用があるかどうかは判然としない。

IV 法令改正対応等

(3) 主な改正事項(要綱案にもとづく)

項目	要綱案における主な記載事項
① 株主総会資料の電子提供制度	<ul style="list-style-type: none"> ・株主の承諾なしに、株主に対し株主総会参考書類、計算書類、事業報告等をインターネットを通じて提供する制度新設。株主には書面交付請求権を認める。上場会社は制度利用を義務付け(みなし定款変更。登記要)
② 株主提案権	<ul style="list-style-type: none"> ・提案することができる議案の数(原則10まで)、内容による提案の制限を設ける ⇒ 役員等選解任議案、定款変更議案につき数え方の特則あり
③ 取締役の報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の取締役会(指名委員会等設置会社を除く)は「報酬等の決定方針」の決定が必要となる ⇒ 確定額報酬(会361条1項1号)の議案付議に際しても、「相当とする理由」の説明を要する ・金銭でない報酬等(株式等取得資金含む)に係る株主総会の決議事項を明確化 ・上場会社における取締役の報酬等として、株式の無償交付、新株予約権の無償行使を認める ・事業報告での情報開示の充実(報酬等の決定方針に関する事項、報酬等について株主総会の決議に関する事項、取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項、業績連動報酬等に関する事項など)
④ 会社補償	<ul style="list-style-type: none"> ・会社補償関係の規定新設、補償契約の内容の取締役会決議、事業報告での情報開示など
⑤ 役員等賠償責任保険契約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社役員賠償責任保険(D&O保険等)の内容の決定につき、取締役会決議を求める ・上記保険契約締結に際しては、利益相反取引、自己契約にする規定は適用しない ・事業報告での情報開示(被保険者、保険契約の内容の概要等)
⑥ 業務執行の社外取締役への委託	<ul style="list-style-type: none"> ・会社と取締役の利益が相反する状況にあるとき、取締役会決議によって会社の業務を社外取締役に委託することを認める
⑦ 社外取締役の選任義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ・公開大会社の監査役会設置会社かつ有報提出会社に社外取締役の選任を義務付け

IV 法令改正対応等

(3) 主な改正事項(要綱案にもとづく)

項目	要綱案における主な記載事項
⑧ 社債の管理	・社債管理者を定めることを要しない場合等に社債管理補助者を設置できる旨ならびに同補助者の規定新設
⑨ 株式交付	・他社の株式を譲受け、その譲渡人に自社の株式を交付することができる「株式交付」制度新設 ⇒ 他社を子会社化するために当該他社の株式を譲り受け、譲渡人に自社株式を交付する ・株式交付手続きの詳細を規定
⑩ 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解	・代表訴訟等の和解に各監査役(各監査等委員、各監査委員)の同意を要件とする
⑪ 議決権行使書面等の閲覧等	・閲覧等請求の際に、請求書理由を明らかにすることが必要に ・議決権行使書面(委任状等含む)の閲覧等請求の拒否事由を規定する (株主名簿の閲覧等請求の拒絶事由と同様)
⑫ 株式の併合等に関する事前開示事項	・事前開示事項のうち、端数処理につき、端数処理の方法に関する事項を充実、具体化
⑬ 新株予約権に関する登記	・募集新株予約権の払込金額もしくは算定方法を登記すべき事項に追加等
⑭ 会社の支店の所在地における登記の廃止	・支店における登記に関する規定(会930条から932条)を削除する
⑮ 取締役等の欠格条項の削除等	・成年被後見人もしくは被保佐人を取締役の欠格事由から除外し、就任の際の手續を規定

※ 会社代表者住所の登記に関連し、法務省令により次のような改正を行う旨、要綱案の附帯決議案に記載されている。

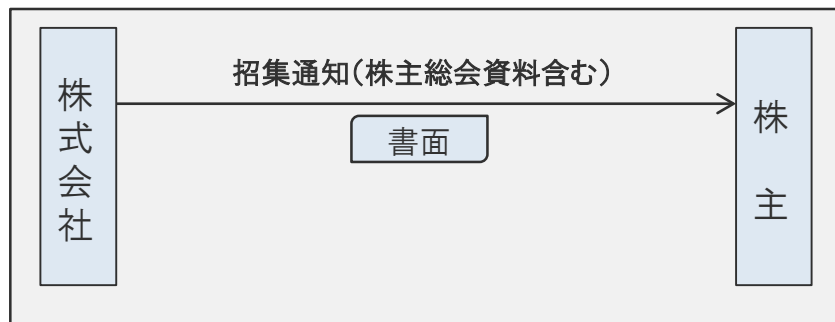
- ・代表者が特定の法律に規定する被害者であり、再被害を受けるおそれがある場合は、申出により代表者住所を記載しないこととする。
- ・インターネットによる登記情報の提供については、代表者の住所に関する情報を提供しない。

IV 法令改正対応等

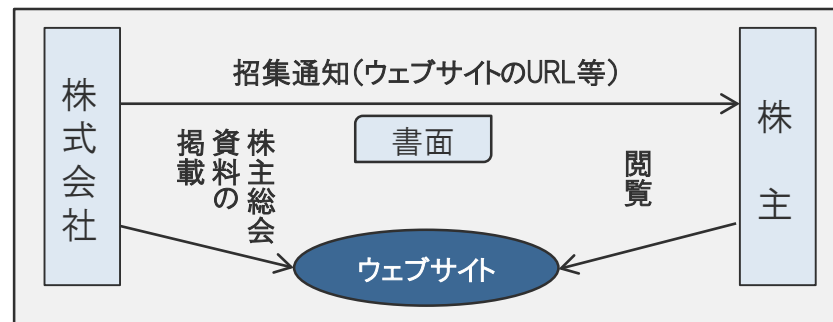
(4) 株主総会資料の電子提供制度導入を見据えた対応検討事項

- 株主総会資料の電子提供制度が導入されることを見据え、次のような対応を行うことが考えられる。
 - ✓ 書面からウェブサイトでの情報提供に徐々に切り替える(紙を減らしていく)ため、WEB開示の採用、対象書類の拡大
 - ✓ ウェブサイトでの情報閲覧を促すため、スマホ用招集通知(データ)の掲載、招集通知(書面)へのQRコードの印字
 - ✓ 株主総会の電子化促進として、電子投票制度の採用、ICJのプラットフォームの採用
 - ✓ 書面交付請求する株主の概数を把握するため、株主アンケートの活用(電子提供制度に関する設問用意)

〔現在の招集通知〕 原則として書面送付



〔電子提供制度〕 株主総会資料は電子提供



〔新たな電子提供制度導入への検討状況〕(株主総会白書2018年版)

実施または検討している事項がある						ない	無回答	回答社数
ウェブ開示	ウェブ開示の対象範囲拡大	総会資料閲覧のためのQRコードの利用	電子投票制度の採用	スマートフォンを利用した議決権行使	その他			
591社 56.7%	274社 15.9%	106社 6.1%	396社 22.9%	345社 20.0%	6社 0.3%	785社 45.5%	10社 0.6%	1,727社 100%

IV 法令改正対応等

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令(2019年1月31日公布・施行)

- 2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の提言内容を踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定
- 主な改正項目は、①「財務情報及び記述情報の充実」、②「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」、③「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」、④「その他」
- 改正内容により適用開始時期に差異あり
 - ②、④＝2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用
 - ①、③＝2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用(一部早期適用、早期適用可能等)
- 改正項目を中心に、招集通知での開示内容を充実させる(有価証券報告書の開示レベルに合わせる)ことが考えられる。

① 財務情報及び記述情報の充実

開示項目	概要	適用時期
経営方針、経営環境、 対処すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営方針、経営戦略等につき、経営環境についての経営者の認識を含め、主な事業の内容と関連付ける ✓ 優先的に対処すべき事業上、財務上の課題について、経営方針・経営戦略等と関連付けて記載する 	2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用(2019年3月31日以後に終了する事業年度のものも早期適用することができる)
事業等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営者が連結会社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー(以下「経営成績等」)の状況に重要な影響を与えると認識している「主要なリスク」を記載する ✓ 当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合の影響の内容、リスクへの対応策を記載するなど、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して分かりやすく記載する 	
経営者による財政状態、 経営成績及びキャッシュ・ フローの状況の分析 (MD&A情報)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営方針、経営環境、対処すべき課題等」で記載した経営方針、経営戦略等の内容のほか、有価証券報告書等に記載した他の項目の内容と関連付けて記載する ✓ 会計上の見積り、見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものについて、見積り、仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載する 	

IV 法令改正対応等

② 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

開示項目	概要	適用時期
役員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 報酬等の種類別の例を「例えば、固定報酬、業績連動報酬および退職慰労金等の区分」に変更 ✓ 優報酬額等の決定方針につき、「役職ごとの方針を定めている場合は、その内容」「方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容、裁量の範囲」「方針の決定に関する委員会が存在する場合はその手続の内容」を記載する ✓ 役員の報酬等に、業績連動報酬が含まれる場合は「業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針を定めているときは、その方針の内容」「当該業績連動報酬に係る指標」「当該指標を選択した理由」「当該業績連動報酬の額の決定方法」「最近事業年度における当該業績連動報酬に係る当該業績連動報酬に係る指標の目標、実績」を記載する ✓ 「役員の報酬等に関する株主総会の決議の年月日(ない場合は定款の定め)」「最近事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会、委員会等の活動内容」を記載する 	<p style="color: red;">2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用</p>
株式の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「保有目的が純投資目的である投資株式」と「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の区分の期基準や考え方を記載する ✓ 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」について、保有方針、保有の合理性を検証する方法、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載する ✓ 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」を非上場とそれ以外に区分し、銘柄数、貸借対照表計上額の合計額に加えて、最近事業年度における株式数が全事業年度における株式数から変動した銘柄について、「増加(減少)した銘柄数」「増加(減少)に係る取得(売却)価額の合計額」「増加の理由」を記載する ✓ 個別銘柄情報の開示対象を「30銘柄」から「60銘柄」に変更する ✓ 個別銘柄情報として、「提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容、およびセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果(記載が困難な場合はその旨)」「株式数が増加した理由」「当該株式の発行者による提出会社の株式の保有に関する事項」 ✓ 「保有目的が純投資目的である投資株式」について、「銘柄数」を記載する 	

IV 法令改正対応等

③ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

開示項目	概要	適用時期
監査役監査の状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「最近事業年度における提出会社の監査役、監査役会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況、常勤の監査役の活動等）」を記載する 	2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用（2019年3月31日以後に終了する事業年度のものは早期適用することができる）
会計監査の状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査公認会計士等が監査法人である場合、継続監査期間を記載する（7年を超える場合に限らず記載要） ✓ 監査公認会計士等を選定した理由について、選任に当たって考慮している方針（会計監査人の解任、不再任の決定の方針を含む）を含めて具体的に記載する ✓ 監査役、監査役会が、監査公認会計士等または会計監査人の評価を行った場合にはその旨、内容を記載する ✓ 「監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者」に対する報酬を記載する ✓ 会計監査人設置会社は、監査役会が「会計監査人または一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等」について同意をした理由を記載する 	2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用（同一のネットワークに属する者）に対する報酬について、2019年3月31日～2020年3月31日に終了する事業年度は現行法のままとすることができる）

④ その他

開示項目	概要	適用時期
一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合の外貨建て表示は主要な事項について、本邦通貨換算金額も併記する ✓ 本邦通貨建換算は一定の日の為替相場により、当該日、換算率等を注記する 	2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用
主要な経営指標等の推移	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最近5年間の株主総利回りの推移について、提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回りと比較して記載する 	
コーポレート・ガバナンスの概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載する ✓ 設置している機関に関する名称、目的、権限、構成員の氏名（当該機関の長については、役職名（社外取締役または社外監査役についてはその旨）） 	

IV 法令改正対応等

3. 記述情報の開示に関する原則(案)(2018年12月21日公表、2019年2月1日までパブリックコメント手続)

- 2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(以下「DWG報告」)の提言を受け、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実を図るため、企業が経営目線で経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報等を開示していくうえでのプリンシプルベースのガイダンスを、「記述情報の開示に関する原則(案)」として取りまとめ、公表。
- DWG報告を受け、別途、開示のベストプラクティスの収集・公表が行われる予定。
- 有価証券報告書の記述情報の開示内容見直しにあわせ、事業報告の記載内容を検討(共通化)することが考えられる。

「記述情報の開示に関する原則(案)」の主なポイント

経営目線の議論の適切な反映

- 取締役会や経営会議における経営方針・業績評価・経営リスクに関する議論のディスクロージャーへの適切な反映
- 経営トップによるディスクロージャーに関する基本方針の提示

重要性(マテリアリティ)

- 情報の重要性(マテリアリティ)の判断における業績に与える影響度及びその発生の蓋然性の考慮、並びに、重要性のディスクロージャーへの適切な反映

資本コスト等に関する議論の反映

- 取締役会や経営会議における、成長投資・手許資金・株主還元のあり方や資本コストに関する議論、並びに、それらを踏まえた今後の経営の方向性のディスクロージャーへの適切な反映

セグメント情報

- 経営上、事業ポートフォリオのあり方についての検討が求められている中、経営の目線を十分に踏まえた深度あるセグメント情報の開示

分かりやすさ

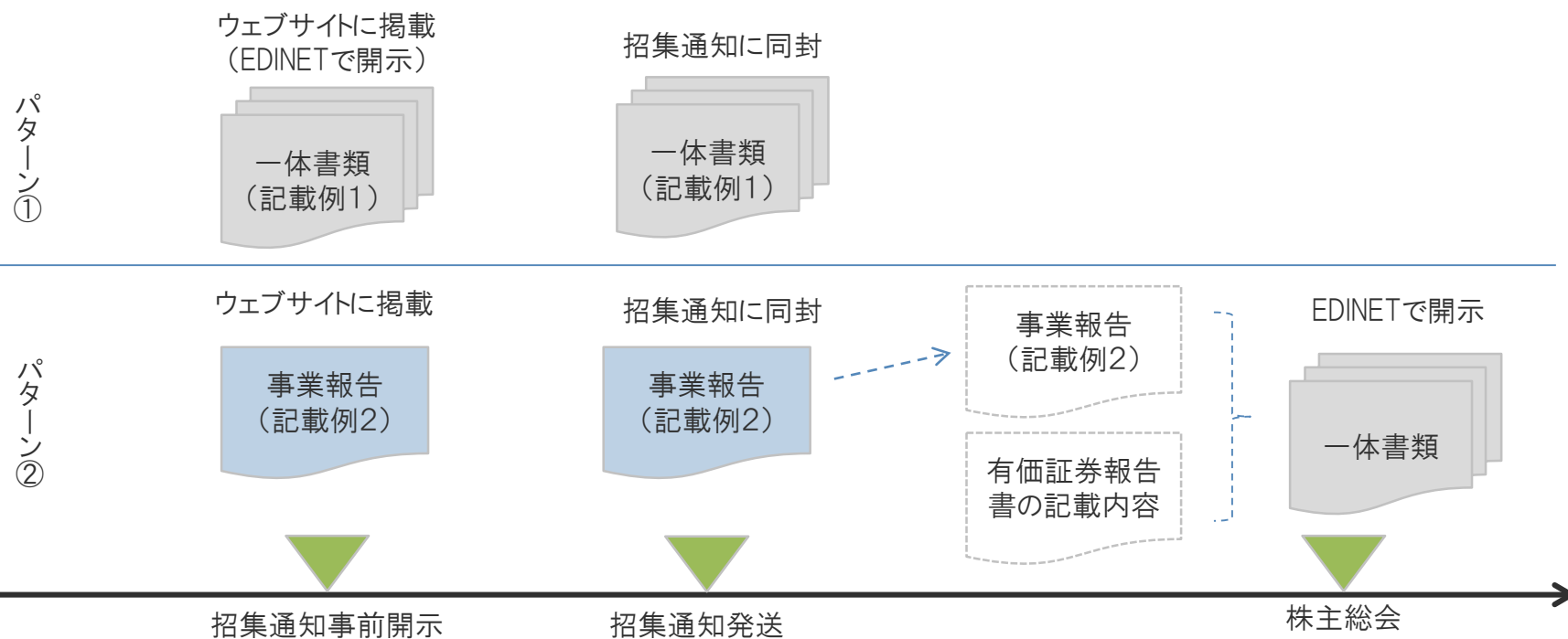
- より分かりやすい開示の実現に向けた、図表、グラフ、写真等の積極的な活用

(注) 決算説明資料や年次報告書などを作成している場合には、それらにおける図表、グラフ、写真等を法定開示書類に取り入れることも考えられる。その際には、重要な情報が必要かつ十分に開示されるよう配慮が必要。

IV 法令改正対応等

4. 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組支援

- 2018年12月28日に内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省が「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」を公表。
- 有価証券報告書の項目と項目順ベースで事業報告等の記載内容を含む有価証券報告書(以下「一体書類」)(記載例1)を作成して招集通知発送前に開示する場合(パターン①)と、事業報告をこれまでの構成を大きく変えずに(有価証券報告書と記載を共通化した)事業報告(記載例2)を作成して招集通知発送期限までに開示した上で、(株主総会后)有価証券報告書の全項目の記載内容を追加して一体書類を作成し、有価証券報告書として開示する場合(パターン②)のそれぞれについて記載例を例示している。



IV 法令改正対応等

5. 監査報告書の長文化(Key Audit Matters : KAM)

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を受けた監査の信頼性の確保策として、2018年7月に金商法に基づく監査報告書の記載内容の長文化を規定した改訂監査基準が公表され、同年11月には「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」が改正されている。
- 2021年3月期決算から、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(KAM)を記載することとなるが、2020年3月期決算から早期適用が可能となる。
 - ⇒ 東証1部上場会社は、できるだけ2020年3月期決算から適用することが期待されている。
- 株主総会関連では、有価証券報告書の総会前提出、監査役等の監査報告書の記載への影響等が考えられる。

[ご参考]日本公認会計士協会「監査報告書の透明化 KAM試行の取りまとめ」(2017年11月17日)のアンケート結果

(質問)KAMが導入された場合、有価証券報告書やIR等における開示に影響があるか。

(参加会社の回答)「はい」24社(82.8%)、「いいえ」4社(13.8%)、「その他」1社(3.4%)

(想定される影響の内容(抜粋))

- ✓ KAMは会社が開示している内容が前提となるため、KAMで事実等を詳細に記載するためには会社側の開示内容の充実が必要となる。
- ✓ KAMに対する経営側の見解を説明する開示(事業上のリスク等)が必要になると思われる。株主総会前の有価証券報告書の提出を促進する。

(質問)KAMが導入された場合、監査役等の監査報告書の記載に影響を及ぼすと予想されるか。

(参加会社の回答)「はい」15社(51.7%)、「いいえ」10社(34.5%)、「その他」4社(13.8%)

(「はい」の理由)

- ✓ 監査役は、監査人の監査の方法と結果の相当性を判断する必要があり、KAMは監査人が統治責任者(監査役等)にコミュニケーションを行った事項から選択されるのであれば、監査報告書の中で、何らかの記載(表明)が必要と考える。
- ✓ 有価証券報告書の提出は、株主総会后に提出されることが一般的であり、株主総会で報告される監査役等の監査報告書において何もKAMについて触れていないというのは、株主総会の重要性を考えるとあり得ないと考える。
- ✓ 監査役の監査報告書も記載の充実等の対応が求められる。

IV 法令改正対応等

6. FDルールへの対応状況

- パブコメに際しての金融庁の「コメントの概要及び金融庁の考え方」No.26によれば、FDルールは株主総会でも適用あり得る。
→ 「株主総会において、広報に係る業務として情報が提供される際に、当該情報が(a)未公表の確定的な情報であって、(b)公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性がある情報である場合には、FD ルールの対象になるものと考えられます。」
- 対話に際して留意する必要があるが、過度な委縮(コンプライアンスの観点での対応一辺倒)も望ましくない。
→ 株主総会での質疑応答等については、従来もインサイダー情報を回答しないよう留意しているはずで、重要情報もその延長線上で対応すればよいと思われる。
- 想定問答の見直し、答弁方針の確認、自社HPへの当日のビジュアル資料、質疑応答内容の掲載などの対応が考えられる。

[FDルールへの対応状況(複数回答)]

対応した				対応しなかった		無回答
想定問答の見直し、 答弁方針の確認等	自社HPに総会当日の 質疑応答の内容を掲載	自社HPに総会当日の ビジュアル資料を掲載	その他	ルール施行前 に総会を開催	ルール施行後に総 会を開催	
693社 40.1%	32社 1.9%	95社 5.5%	35社 2.0%	210社 12.2%	696 40.3%	27 1.6%

出典:株主総会白書2018年版

IV 法令改正対応等

7. バーチャル総会

- バーチャル総会の可否について国会質疑がなされ、ハイブリッド型は会社法上も許容、経済産業省、法務省がハイブリッド型バーチャル総会の実務上の課題等を把握し、検討していく旨の答弁がなされている(次頁参照)。
 - ⇒ バーチャルオンリー型は、株主総会の場所を定めなければならないことに照らすと、解釈上難しい。
- 実務上の課題等が整理されることで、近い将来にわが国でもハイブリッド型株主総会を採用する会社が現れる可能性がある。
 - ⇒ 近時、バーチャル総会の活用を視野に株主総会のあり方の改善を試みる文献も出始めている。
北村雅史「株主総会の変容と会社法制のあり方 II 株主総会の電子化」旬刊商事法務No.2175
舩津浩司「会議体としての株主総会の未来を考える-「2018年版株主総会白書」を読んで-」旬刊商事法務No.2186

【Q637】総会におけるリアルタイムなインターネット投票(298条関係)

株主総会について、インターネットを通じて、リアルタイムで、株主総会の状況を画像で送信し、株主も、質問権や議決権の行使ができるようなシステムを採用することができるか。

【A】

1. 株主総会の開催場所と株主との間で**情報伝達の双方向性と即時性が確保されているといえる環境にあるのであれば、個々の株主が、インターネットを使って株主総会に参加し、議決権を行使することは可能**である。
2. なお、その場合の議決権の行使は、電子投票(298条1項4号)ではなく、その株主が招集場所で開催されている株主総会に出席し、その場で議決権を行使したものと評価されることとなる。
3. なお、この場合の株主総会議事録には、株主総会の開催場所に存しない株主の出席の方法を記載する必要がある(施行規則72条3項1号)。同号は「株主の所在場所及び出席の方法」等という規定を置いているわけではなく、株主の所在場所は議事録に記載することを要しない。
ただし、出席の方法としては、開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されている状況を基礎づける事実(ビデオ会議・電話会議システムの使用等)の記載が必要である。
4. なお、取締役会議事録において開催場所にはない取締役の出席方法(施行規則101条3項1号)についての記載についても、上記と同様、当該取締役の所在場所を記載する必要はない。

出典:相澤哲、葉玉匡美、郡谷大輔『論点解説新・会社法千問の道標』株式会社商事法務(2006.6)

IV 法令改正対応等

〔第197回国会 法務委員会 第2号(平成30年11月13日)〕

(質問)まずこの現行法の解釈を伺いたいんですが、**ハイブリッド型とバーチャルオンリー型の株主総会**、これは日本ではできるのかどうか、**法律上許容されるのかどうか**、これを伺いたいと思います。

○小野瀬政府参考人(法務省)

まず、委員御指摘のハイブリッド型についてでございますが、**取締役が実際に開催する株主総会の場所を決定し、これを株主に通知した上で、その場所に来ていない株主等についても、情報伝達の双方向性及び即時性が確保されるような方式によって株主総会に出席することを認めることは、会社法上許容されるものと解されます。**…(中略)…

これに対しまして、実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間のみで行う方式での株主総会、いわゆる**バーチャルオンリー型の株主総会を許容することができるかどうか**につきましては、**会社法上、株主総会の招集に際しては株主総会の場所を定めなければならないとされていることなどに照らしますと、解釈上難しい面があるものと考えております。**

(質問)このハイブリッド型、…(中略)…、大丈夫なんだと確認できるように、わかりやすく、何か**指針のようなもの**、こういったものを**策定すべき**と思うんですけれども、いかがでしょうか。

○新居政府参考人(経済産業省)

経済産業省といたしましては、この指針、ガイドラインのようなものを検討に入る前に、**まずは実務上どのような点が不明確であるかについてきちんと把握することが必要**だと考えております。

例えば、オンライン上の出席をどう把握するか、又は、株主間の平等という観点から、オンラインで参加している株主が質問を希望する場合、物理的に出席している株主と同程度の質問が容易かどうかなど、実務上のまだ不明確な点があるということでございます。こういった点について、まずしっかりと検討してまいりたいと思います。

○小野瀬政府参考人(法務省)

ハイブリッド型の株主総会につきましては、**IT技術等を用いて株主総会を適切に運営するに当たって、実務上どのような点に留意すべきか等が整理される必要がある**と考えております。

ただいま経済産業省の方から、ハイブリッド型の株主総会についての実務上の課題等を把握し、検討していく旨の回答がありましたけれども、**法務省といたしましても、経済産業省と協力の上、必要な検討をしてまいりたい**と考えております。

V 株主の動向 ～ISS、グラスルイスの動き～

1. ISS、グラスルイスの動き

- ISSは、2019年版の議決権行使助言ポリシーを改訂。2020年2月総会から、新たに「社外役員の独立性判断基準への株式持ち合い関係」を追加
- グラスルイスも、剰余金処分議案に関する改訂を実施。

助言機関		改訂の内容(適用開始時期)
ISS	2018年改定	✓ 指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社において、取締役の3分の1を社外取締役とすることを求め、株主総会後の取締役会に占める社外取締役の割合が3分の1未満である場合、経営トップである取締役選任議案への反対を推奨する(2019年2月より適用)。
	2019年改定	✓ 政策保有銘柄企業出身の社外取締役および社外監査役は、独立性がないと判断する(2020年2月より適用)。(※1)
グラスルイス	2018年改定	✓ 女性役員を最低1人求めることとし、ゼロの場合、監査役会設置会社または監査等委員会設置会社では、会長(会長職がない場合は社長)、指名委員会等設置会社では指名委員会の委員長の選任に原則として反対助言とする(2019年から、まずはTOPIX Core30及びTOPIX Large70の構成銘柄に該当する企業に適用)。(※2)
	2019年改定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 剰余金処分議案について、株主資本や現金資産、株式持ち合い、ROE、等を考慮し、総合的に判断する。さらに、剰余金処分案が上程されていない場合で、配当政策や資本政策に問題があると判断した場合、責任があると考えられる経営トップに反対助言とする場合がある。 ✓ 上記方針は、2020年より、厳密に適用するとするが、2019年においても、前年度に剰余金処分議案が20%以上の反対を受けた企業や、配当政策や資本政策に対して、株主提案がなされた企業などに対しては、個別に判断する。さらに、2019年総会にて、配当政策や資本政策に対する株主提案を精査する場合、上記方針を適用する。

※1 従前どおり、監査役会設置会社においては、社外取締役に独立性がないと判断された場合でも、そのみを理由にISSが当該独立社外取締役の選任に反対を推奨することはない。

※2 企業が女性役員選任等に関して現在の状況、今後の対応策、予定などを明確に説明しているときは、反対助言を避けることがある。

V 株主の動向

2. 機関投資家の行使基準改定の動き

- 一部の機関投資家は来年の株主総会に向けた議決権行使基準の改定を公表済。

機関投資家	主な改定の内容(適用開始時期)
第一生命保険	✓ 独立役員について、社外取締役・社外監査役等としての 通算在任期間が12年以上 の場合(3年以上の空白があれば通算しない)、独立性がないと判断し、原則として反対する(2020年4月より適用)。
	✓ 業績不振企業における代表取締役の再任反対の要件につき、「直近5期連続 ROE2%未満 (連結)」を「直近5期連続 ROE3%未満 (連結)」に変更(2019年4月より適用)
	✓ 社外監査役等の会議出席率について、取締役会と監査役会等の「合計」ではなく、「それぞれ」の出席率で75%に満たない場合に原則反対とする(2019年4月より適用)。
野村 アセットマネジメント (2018年11月 1日改定)	✓ 取締役選任議案において、以下のとおり、社外取締役の人数基準を変更する。 「直近3期のROE平均8%未満の会社について2名以上」→「 すべての会社について2名以上 」 「上場子会社が親会社出身者を取締役に選任する場合、独立性の高い社外取締役2名以上」 →「 支配株主のいる会社で直近3期のROE平均8%以上の場合を除き、社外取締役1/3以上 」
	✓ 社外取締役がCGコード原則4-7に記載されている責務(経営陣幹部の選解任や会社と経営陣・支配株主等との利益相反の監督等)を果たさなかったことが明らかな場合は、再任に反対する。
	✓ 一定水準以上の役員報酬・退職慰労金に関する議案について、 社外取締役が取締役の過半数に満たない場合、または、独立性のある報酬委員会が設置されていない場合は反対する。
	✓ 取締役会決議による剰余金処分が基準に照らして不適切な場合は、会長・社長等の取締役選任議案に反対する 項目を新設。一方、取締役会決議による剰余金の配当を可能とする定款変更については、社外取締役の人数や直近の剰余金処分について当社基準を満たす場合は原則として賛成する。
✓ 株主提案による定款変更議案に原則賛成する類型として「取締役の任期短縮」と「任意の指名・報酬委員会の設置」を追加。	

V 株主の動向

(ご参考)

2018年11月29日
三菱UFJ信託銀行株式会社

受託財産運用における株式議決権行使基準の改定方針について

2019年度の受託財産運用における株式議決権行使基準につきましては、来年2月を目途に発表する予定で現在検討を進めておりますが、投資先企業の皆様におかれまして、特に早期にご検討頂きたい以下の3項目について、事前にお知らせいたします。

1. 改定方針

項目	新基準(案)
独立性	<p><以下の条件を満たすことが必要></p> <ul style="list-style-type: none">①金融商品取引所の独立役員届出を行っていること(届出の予定があること)②持株比率10%以上の大株主出身者(過去5年間に所属していた者)でないこと③在任期間が著しく長期間でないこと
社外取締役の選任状況	<p><必要とする社外取締役数></p> <p>「社外取締役複数必要(現基準)」に加え、</p> <ul style="list-style-type: none">・取締役総数15名以上の企業は3名以上必要(2019/4~)・全ての企業で取締役総数の1/3以上必要(2020/4~)
買収防衛策	<p><以下の条件を満たすことが必要></p> <ul style="list-style-type: none">①独立社外取締役が取締役会の過半数を占めること②導入・継続について、合理的な説明がなされていること <p>(その他の基準は撤廃)</p>

2. 独立性基準、社外取締役の選任状況に関する基準改定の背景

弊社は社外取締役の役割・責務に期待し、社外取締役の積極的な導入が好ましいと考えております。現在、多くの企業で社外取締役が複数選任されている状況を踏まえ、選任を更に進めて頂く観点で、社外役員に関する独立性基準、および社外取締役の選任状況に関する基準について見直すことと致しました。

(1) 社外役員の独立性について

取締役会の実効性を高めるためには、経営戦略を実施するにあたり相応しい知見や能力を備えた多様な人材で構成されることが重要と考えます。一方で、機関投資家が各々独自の独立性基準を定めていることが、社外取締役の人選の幅を狭め、多様な外部人材の活用の障害となっている可能性もあるのではないかと考えました。そこで弊社では、コーポレートガバナンス・コードにも記載されている金融商品取引所が定める独立性基準を活用した判断に改定致します。

外部人材を選定される際の基準として、企業の皆様に馴染み深い基準を導入することにより、今後一層、多様な外部人材が導入しやすくなることを意図しています。

なお、この金融商品取引所の独立性基準に定められていない重要な視点(大株主、在任期間)については、従来どおり弊社で定めた基準によって判断致します。

(2) 社外取締役の選任状況に関する基準について

各企業において社外取締役の導入は順調に進んでおりますが、取締役会で多様な議論を行い、また独立した諮問委員会の運営のためには、少なくとも社外取締役が1/3以上選任されることが必要と考え、今後基準と致します。

しかし、社外取締役を選任するには、人材の確保に一定の時間が必要と考えます。また取締役会の在り方について再検討が必要になることも考えられます。従って、企業の皆様が対応される場合の準備期間を想定し、2020年度から適用する方針としました。なお、早急に社外取締役の増員をご検討頂きたい企業(具体的には取締役総数が15名以上の企業)に限っては、2019年4月より3名以上の社外取締役の選任を基準と致します。

尚、社外取締役が1/3存在すれば、それで十分というものではなく、取締役会の実効性を高めるためには、経営戦略を実施するにあたり相応しい知見や能力を備えた多様な人材で構成されることが重要であると考えます。

また、取締役会には独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うことが求められており、そのためにはCEOの選解任も社外取締役が決定権を持つ過半数が必要との意見もあります。一方で、重要な業務執行の決定を行うことも踏まえ、過度に社外取締役に委ねることを懸念する意見もあります。

弊社と致しましては、個々の企業の置かれている状況は様々であり、企業価値向上を可能とするコーポレートガバナンス体制は一律ではないものと考えております。各企業において望ましいガバナンス体制の在り方を検討頂き、あるべきガバナンス体制について対話をさせて頂きたいと考えております。

3. 買収防衛策について

買収防衛策は株主の権利を制限するという性格を持ち、経営陣の恣意的な判断による発動はあってはなりません。弊社では最終判断を行う取締役会が最も重要であり、独立社外取締役が取締役会の過半数を占める企業であれば経営陣の恣意的な判断がなされる可能性は低く、また買収防衛策の詳細なスキームに拘る必要もないと考えました。

なお、独立社外取締役が取締役会の過半数を占める企業においても安易に買収防衛策を導入・継続することの無いよう、導入・継続する場合にはその合理的な理由をご説明頂くようお願い致します。

4. その他

弊社では1に掲げた項目以外にも、議決権行使基準の見直しを検討しており、来年2月を目途に全ての基準改定を公表する予定です。

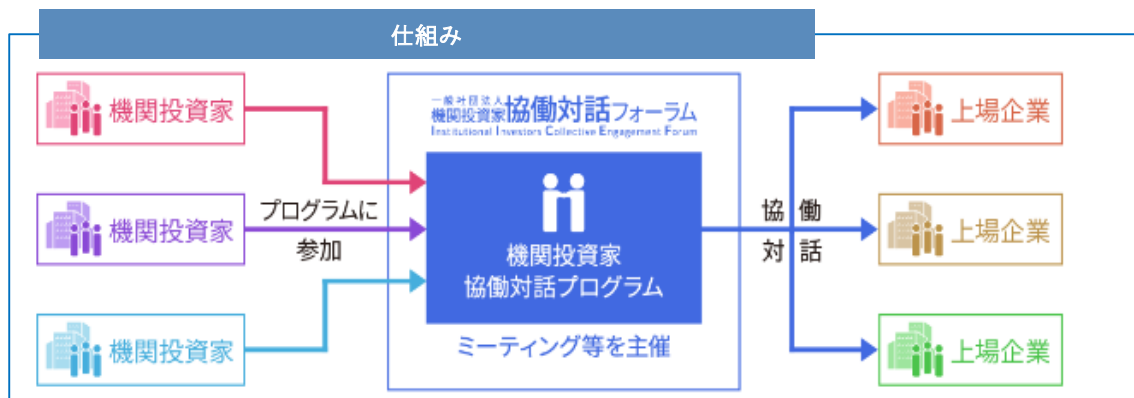
以上

V 株主の動向

3. 機関投資家協働対話フォーラムの動き

- 機関投資家協働対話フォーラムが活動を開始。これまでのアジェンダは以下のとおり。
 - ・ 2018年1月 「ビジネスモデルの持続性に関する重要な課題(マテリアリティ)の特定化と開示」
 - ・ 2018年7月 「不祥事発生企業への情報開示と社外役員との協働対話のお願い」
 - ・ 2018年10月 「株主総会で相当数の反対票が投じられた議案に関する原因分析と対応」
 - ・ 2018年10月 「資本市場の評価を下げるリスクを踏まえた買収防衛策の必要性の開示」

<一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム>



参加機関(2017年10月時点)



事前協議

- ・各機関投資家が認識している企業の課題を議論
- ・集团的エンゲージメントの議題を設定
- ・参加する機関投資家の共通見解をとりまとめ



レター送付

- ・機関投資家の共通認識を説明
- ・企業からの質問や意見を受付



ミーティング

- ・共通の見解や投資家の考え方を説明
- ・議論は事務局が進行

出典:機関投資家協働対話フォーラムホームページ <http://www.iicf.jp/>

V 株主の動向

4. 個人株主の動向

(1) 株式分布状況等

- 証券取引所上場会社の株主数合計(延べ人数)は、前年度比166万人増加して5,272万人、また、個人株主数は、前年度比162万人増加して5,129万人となった(全国4証券取引所「2017年度株式分布状況調査の調査結果について」(2018年6月26日))。
- 2018年9月中間期(2423銘柄)の個人株主数(実人数)は合計1,203万人で、うち60代以上が45.2%を占める。また、株式保有金額では、60代以上が全体の70.7%を占める。2014年3月決算期と比較すると、個人株主数、株式保有金額ともに3ポイント前後増加。

[年齢別株主数分布状況(単位:千人)]

41.7% → 45.2%

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代~	年齢不明	合計
2014年 3月期	55 0.4%	195 1.6%	834 6.7%	1,530 12.2%	1,658 13.3%	2,398 19.2%	1,832 14.6%	991 7.9%	3,018 24.1%	12,510
2018年 9月期	89 0.7%	198 1.6%	714 5.9%	1,471 12.2%	1,751 14.5%	2,179 18.1%	2,013 16.7%	1,257 10.4%	2,360 19.6%	12,033

[年齢別株式保有金額分布状況(単位:10億円)]

68.0% → 70.7%

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代~	年齢不明	合計
2014年 3月期	141 0.2%	488 0.8%	2,260 3.8%	5,556 9.3%	8,524 14.2%	16,447 27.4%	14,702 24.5%	9,676 16.1%	2,254 3.8%	60,048
2018年 9月期	208 0.3%	500 0.6%	2,187 2.8%	6,515 8.3%	11,651 14.8%	19,163 24.3%	20,963 26.6%	15,634 19.8%	1,991 2.5%	78,814

出典：証券保管振替機構の統計情報(<http://www.jasdec.com/material/statistics/index.html>)に基づいて弊社作成。2014年3月決算期は2466銘柄、2018年9月中間期は2423銘柄を対象に、属性が「個人」であるものを集計。生年月日が通知されていないものは「年齢不明」としている。

V 株主の動向

(2) 株主総会への出席、発言状況

- 株主総会の出席者数は長期的に見れば増加傾向にある。
- お土産を出している会社は全体の3分の2程度あるが、来場株主が多い会社を中心にお土産を廃止する傾向が強くなりつつある。

〔現実に参加した株主数〕

	～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201～300人	300人超	回答社数
2010年	1,062社 43.6%	499社 20.5%	264社 10.8%	137社 5.6%	150社 6.2%	322社 13.2%	2,434社
2017年	877社 34.9%	520社 20.7%	318社 12.6%	178社 7.1%	189社 7.5%	433社 17.2%	2,515社
2018年	914社 35.8%	508社 19.9%	319社 12.5%	176社 6.9%	194社 7.6%	409社 16.0%	2,550社

〔総会出席株主に対するお土産の有無(複数回答)〕

	出していない	出している		回答社数
		自社製品	他社製品	
2010年	384社 20.6%	572社 30.6%	1,096社 58.7%	1,868社
2017年	506社 29.2%	364社 21.0%	898社 51.9%	1,730社
2018年	589社 34.1%	338社 19.6%	825社 47.8%	1,727社

出典:株主総会白書

V 株主の動向

- 質問がある会社、質問株主数は増加傾向にある。
- 質問の内容は、「経営方針(営業・設備等)」を中心に多様化。「人事・労務」、「事業報告・附属明細書」、「株主還元策」は相対的に増加している。

〔質問の有無・質問者数〕

	質問なし	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以上	回答社数
2010年	648社 35.6%	315社 17.3%	204社 11.2%	159社 8.7%	99社 5.4%	80社 4.4%	176社 9.7%	138社 7.6%	1,819社
2017年	408社 23.7%	262社 15.2%	220社 12.8%	182社 10.6%	113社 6.6%	106社 6.1%	240社 13.9%	194社 11.2%	1,725社
2018年	426社 24.3%	252社 14.4%	213社 12.2%	165社 9.4%	126社 7.2%	102社 5.8%	272社 15.5%	195社 11.1%	1,751社

〔質問の内容(上位10項目)(複数回答)〕

	経営方針 (営業・設備等)	人事・労務	事業報告・附属明細書	株主還元策	株価	剰余金の処分(配当を含む)	子会社・関連会社	連結計算書類	コーポレートガバナンス	総会の運営
2010年	808社 69.0%	214社 18.3%	244社 20.8%	221社 18.9%	239社 20.4%	249社 21.3%	252社 21.5%	198社 16.9%	設問なし	137社 11.7%
2017年	846社 64.2%	384社 29.2%	309社 23.5%	316社 24.0%	212社 16.1%	261社 19.8%	252社 19.1%	176社 13.4%	118社 9.0%	160社 12.1%
2018年	856社 64.6%	411社 31.0%	321社 24.2%	290社 21.9%	263社 19.8%	246社 18.6%	231社 17.4%	177社 13.4%	167社 12.6%	166社 12.5%

出典:全株懇調査

- ◆本資料は信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当社の現時点での判断を示しているに過ぎません。また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。記載した内容については、今後の法改正等により変わる可能性があります。
- ◆ 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 法人マーケット統括部
03-6250-4350
(受付時間: 9:00~17:00(土日・祝日除く))